

会 費 規 程

(主旨)

第1条 会員の入会金及び会費等に関する事項は本規程による。

(入会金及び会費等)

第2条 会員は次に定める入会金及び会費等を納入しなければならない。ただし、入会金の納入義務は正会員のみ負う。

1. 正会員

- (1) 入会金 50,000円
- (2) 会費 185,000円
- (3) 一括登録料 専務理事が定める。
- (4) 出向者負担金 専務理事が定める。
- (5) 特別会費 必要に応じ、総会において定める。

2. 特別会員

- (1) 特別会員の会費は8,000円とする。ただし、会費の納入義務は卒業後5年間に限定される。
- (2) 卒業後5年を経過した特別会員には、会報購入代・通常対応業務費の請求書を毎年送付し、会報購入代及び通常対応業務費の納入の確認ができた特別会員にのみ、1年間の対応を行う。

ア 会報購入代・通常対応業務費 8,000円

(内訳)

会報購入代	5,000円
	(内容) 印刷代・発送代
通常対応業務費	3,000円
	(内容) 発送代

J C機関誌作成費、特別会員対象資料の作成費

イ 請求書発送日 6月

ウ 納入期日 9月末日

3. 賛助会員 1口 50,000円

4. 名誉会員 徴収しない。

(納入義務等)

第3条 入会金は入会と同時に、会費、一括登録料及び出向者負担金は毎年2月末日までに納入しなければならない。ただし、特別会員は5年分の会費を一括して、満40才に達した年の翌年2月末日までに納入しなければならない。

2. 会計年度の中間において入会した者は、月割による会費及び専務理事によって定められた一括登録料を納入する。この場合1ヶ月未満の端数は0ヶ月とする。納入期限はその都度指定する。

3. 会計年度の途中で会員資格を失っても既納の会費等は返還しない。又会費納入前に退会を届け出てもその年度の会費等は納入しなければならない。

4. 特別の事情がある場合は理事会の決議により会費を減免することができる。

(入会金及び会費等の充当)

第4条 入会金及び会費等について、会員がその全部を消滅させるのに足りない金額を納入したときは、出向者負担金、一括登録料、会費及び入会金の順序に従い充当する。

(変更)

第5条 本規程の変更は定款その他別段の定めがある場合を除き、総会の決議による。

附則

本規程は昭和58年2月23日より施行する。

本規程は昭和63年9月22日より施行する。

本規程は平成3年1月1日より施行する。

本規程は平成8年1月1日より施行する。

本規程は平成9年1月1日より施行する。

本規程は平成10年2月26日より施行する。

本規程は平成22年1月1日より施行する。

本規定は令和3年1月1日より施行する。

本規定は令和3年2月25日より施行する。